

**令和 4 年度宮崎地方労働審議会
宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃専門部会 議事要旨**

1 日 時 令和 5 年 1 月 20 日 (金) 午後 1 : 15 ~ 2 : 50

2 場 所 宮崎労働局労働基準部 大会議室

3 出席者 公益委員 3 名
家内労働者側委員 3 名
委託者側委員 2 名

4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出
- (2) 資料説明 (諮問理由、関係法規、実態調査結果等)
- (3) 基本的見解の表明
- (4) 金額提示
- (5) 意見交換
- (6) その他

5 議事概要

- (1) 部会長及び部会長代理が公益委員から選任された。
- (2) 事務局から、資料に基づき説明が行われた。
- (3) 家内労働者側から、宮崎県内経済情勢報告で県内経済は緩やかに持ち直していること、宮崎県男子既製洋服製造業に従事する家内労働者の最低工賃は平成 13 年から改定されていないこと、その間、最低賃金は引き上げられていること、すべての県民の方々が安心して安全で家内労働に従事できることが重要であること、高い付加価値の製品を維持していくためにも熟練された高度な技術力を持たれる家内労働者の十分な評価が重要であることから、工賃の引き上げは不可欠であるとの基本的見解が表明された。
委託者側から、宮崎県内の経済情勢については家内労働者側の見解と同じであること、平成 13 年以降改定が行われていないことは認識しており、引き上げは前向きに考えたいこと、現在の工賃額に円未満の金額があるが円単位での改定を議論したいとの基本的見解が表明された。
- (4) 家内労働者側から、現行最低工賃の合計金額 413.1 円を 854 円にする 2.065 倍を現行最低工賃に乗じる額が提示された。
委託者側から、平成 12 年から令和 3 年までのパートタイム労働者の賃金上昇率 (1.16 倍) を現行の最低工賃に乗じる額が提示された。
- (5) 男子既製洋服製造業の家内労働、工賃等の実態について意見交換された。また、昨年度の婦人既製洋服製造業最低工賃の廃止に伴い、専門部会の名称を「宮崎地

方労働審議会男子既製洋服製造業及び宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会運営規程」から「宮崎地方労働審議会男子既製洋服製造業最低工賃専門部会運営規程」に改定することが議決された。

- (6) 事務局から第2回専門部会は2月20日午前10時から開催予定であることが説明された。